

○鳥取県警察公正入札調査委員会設置要綱の制定について（例規通達）

（平成15年2月4日鳥会例規第1号）

各所属長

鳥取県警察が発注する建設工事又は測量、設計等の業務委託の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に規定する私的独占又は不当な取引制限に係る行為の情報を入手した場合に、的確な対応を図るため、別添のとおり「鳥取県警察公正入札調査委員会設置要綱」を制定し、平成15年2月4日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鳥取県警察公正入札調査委員会設置要綱

（設置）

第1条 鳥取県警察が発注する建設工事又は測量、設計等の業務委託（以下「工事等」という。）に係る入札の適正を期し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に規定する私的独占又は不当な取引制限に係る行為の情報（以下「談合情報」という。）に対して的確な対応を行うため、警察本部に鳥取県警察公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第2条 委員会においては、工事等について談合情報があった場合には、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- （1）談合情報の信憑性の有無
- （2）談合の事実の有無
- （3）前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたもの

（委員会の組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、警務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員には、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1）警務部会計課長
- （2）刑事部捜査第二課長
- （3）警務部会計課次席
- （4）警務部会計課会計課課長補佐（管財担当）

（運営）

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主催する。ただし、緊急を要し会議を開催することができない場合は、稟議等の方法により会議に代えることができる。

2 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に対し、委員会への出席を

求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、警務部会計課において行う。